千葉市告示第２８１号

道路の区域の変更

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和３年４月５日から２週間一般の縦覧に供します。

令和３年４月５日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　道路の種類　市道

２　路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員（m）	延長（m）
愛生町１４号線	若葉区愛生町7番2から 若葉区愛生町6番7まで	前	7.28 ～7.28	50.4
		後	7.28 ～9.68	
みつわ台１４９号線	若葉区源町583番3から 若葉区若松町717番70まで	前	7.28 ～7.55	300.4
		後	12.05 ～13.67	